

令和3年10月1日

緊急事態宣言の解除に伴う当協会の対応について

平素より、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき政府から発出された緊急事態宣言が9月30日付で全面解除されました。

しかし、新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、慎重を期す必要があると判断し、当協会の業務運営につきましては、当面の間、次の内容により実施いたしたく、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 当協会の対応について

- 当協会の本部、サービスセンター及び管理センター（以下「事務所等」という。）は、これまでどおり窓口業務を行いますが、同感染症の感染予防の観点から各事務所において、引き続きハード及びソフトの両面で様々な対策（例：ビニールカーテンの設置、手指消毒・咳エチケットの励行など）を講じます。
- 社内において、時差出勤等を活用するなどの対策も継続するため、お客様からのご依頼やご相談への対応等に関しましては、断水・漏水・停電等の緊急対応以外は、時間を要す場合がありますことをご了承願います。

2 お客様へのご協力のお願い

- ご相談やご依頼につきましては、可能な限り電話を活用いただきますようお願いいたします。
- 住宅に入室する工事や作業につきましては、状況に応じて延期をご提案させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
ただし、生活に支障をきたす緊急的な内容（断水、漏水、停電、居住確認など）は速やかに対応いたしますので、お申出いただきますようお願いいたします。